



平成 29 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 ク オ ー ル 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 敬
 (コード番号 3034 東証第一部)
 問 い 合 わ せ 先 上 席 執 行 役 員 広 報 部 長 安 部 慎 一 郎
 T E L 03-6430-9060

**行使価額修正条項付新株予約権付社債の大量行使、行使の完了、
 月間行使状況及び最終的な資金調達の額に関するお知らせ**

当社が平成 27 年 10 月 27 日に発行した行使価額修正条項付新株予約権付社債に関する、平成 29 年 11 月 2 日から同年 11 月 21 日までの期間の大量行使につきまして、下記のとおりお知らせいたします。なお、上記新株予約権付社債につきましては本日をもって全ての新株予約権の行使が完了いたしましたので、平成 29 年 11 月 (11 月 1 日から 11 月 21 日まで) における月間行使状況及び最終的な資金調達の額につきましても、あわせてお知らせいたします。

記

I. 大量行使

(1) 銘 柄 名	クオール株式会社第 1 回無担保転換社債型 新株予約権付社債
(2) 前回開示後からの交付株式数	833,805 株
(3) 前回開示後からの行使された 新株予約権の数 及び発行総数に対する率	15 個 (発行総数の 15%)
(4) 前回開示後時点における 未行使の新株予約権の数	15 個
(5) 現時点における 未行使の新株予約権の数	0 個

※ 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 55,587 株で固定されております。

(6) 前回開示後からの行使状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された 新株予約権の数 (個)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
11 月 2 日 (木) ~11 月 6 日 (月)	-	-	1,917	-
11 月 7 日 (火)	277,935	-	2,116	5
11 月 8 日 (水) ~11 月 20 日 (月)	-	-	2,116	-
11 月 21 日 (火)	555,870	-	1,971	10

II. 月間行使状況

(1) 銘柄名	クオール株式会社第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債
(2) 対象月間の交付株式数	2,223,480株
(3) 対象月間中に行使された新株予約権の数及び発行総数に対する率	40個（発行総数の40%）
(4) 対象月の前月末時点における未行使の新株予約権の数	40個
(5) 現時点における未行使の新株予約権の数	0個

※ 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は55,587株で固定されております。

(6) 対象月間における行使状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された 新株予約権の数 (個)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
11月1日(水)	1,389,675	-	1,917	25
11月2日(木) ～11月6日(月)	-	-	1,917	-
11月7日(火)	277,935	-	2,116	5
11月8日(水) ～11月20日(月)	-	-	2,116	-
11月21日(火)	555,870	-	1,971	10

※ 対象月の前月末時点における発行済株式数：36,679,305株〔うち自己株式数：592,286株〕

(注) 自己株式数には、従業員持株会専用信託口の所有する当社株式を含めて記載しております。

(7) 行使制限に関する状況（東京証券取引所「有価証券上場規程第434条」、日本証券業協会「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に基づく行使制限の遵守状況）

① すべての回数を合算した 交付株式数(株)	② 発行の払込日時点におけ る上場株式数(株)	③ 行使制限に係る行使比率 (①/②)(%)
2,223,480	35,845,500	6.20

※ 新株予約権付社債の割当先である野村證券株式会社との間で締結した買取契約には、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に基づき、新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合には、制限超過行使を行うことができる旨が規定されています。新株予約権付社債の下限行使価額は発行決議日の東証終値と同額に設定されているため、新株予約権が行使される場合の行使価額は、常に「発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当社普通株式の終値以上」となるため、上記規定により、実際には割当先による行使制限措置の規定が適用される場面はないこととなります。

III. 最終的な資金調達額

(1) 発行当初の資金調達の額 (差引手取概算額)	9,980,000,000円
(2) 最終的な資金調達の額	10,454,202,823円

※ 発行当初の資金調達額は、新株予約権付社債の社債総額（100億円）から、新株予約権付社債に係る発行諸費用の概算額（2,000万円）を差し引いた金額であります。新株予約権付社債は、新株予約権1個当たりの目的である株式の数が固定されており、当初行使価額（発行決議日の東証終値）を上回る水準の行使価額で新株予約権が行使された場合には、行使の都度、当該行使された新株予約権に係る社債が出資されるのに加えて、その上回る部分の金額について追加の金銭が払い込まれる設計となっていました。最終的な資金調達額は、発行当初の資金調達額に、当該追加で払い込まれた金銭の額を加えた金額であります。

以上